

第3回天栄村農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年3月18日(金) 13時30分～15時17分

2 開催場所 山村開発センター 2階大会議室

3 出席委員 (8人)

委員	内 山 正 勝		
	円 谷		要
委員	松 崎 兵 一		
	小 針 重 男		男
	石 塚 繁 正 尉		榮
	佐 藤 正 榮		榮
	常 松 光		榮
	佐 藤		

農地利用最適化推進委員

大 須 賀 隆			
塚 目 剛			司
佐 藤 惠 市	板 橋 正 彌		和
小 金 子 光 敏 之			公
車 田 敏 一 透 昇			
小 針 井			
石 井			
星			

4 欠席委員 (1人)

塩 田 善 大

5 議事日程

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地賃貸借の合意解約について

議案第1号 令和3年度農用地利用集積計画適否決定について

6 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長 黒澤 伸 一
農業委員会書記 高津 優

- 事務局長 定刻になりましたので、次第により進行させていただきます。
開会を職務代理よりお願いします。
- 職務代理 ただいまから、令和4年第3回天栄村農業委員会総会を開会致します。
事務局長 続きまして、会長よりご挨拶をお願い致します。
会長 (会長挨拶)
- 事務局長 天栄村農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長になることと
なっておりますので、会長よろしくお願い致します。
- 会長 しばらくの間、議長を務めさせていただきます、よろしくお願い致しま
す。本日の出席委員は8名です。よって天栄村農業委員会会議規則第6条
の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。議事録署名委員の
指名については3番委員、4番委員の両名をお願い致します。それでは議
事に入ります。
- 議長 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」
の件を議題といたします。事務局より説明を願います。
事務局 (1ページ～4ページ朗読)
- 議長 事務局の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。
(意見・質疑なし)
- 議長 意見・質疑なしと認め、これは報告事項でありますので、承認とさせてい
たいただきます。
(13:38決定)
- 議長 続いて、報告第2号「農地賃貸借の合意解約」について、事務局より説明
を願います。
事務局 (5ページ～6ページ朗読)
- 議長 事務局の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。
(意見・質疑なし)
- 議長 意見・質疑なしと認め、これは報告事項でありますので、承認とさせてい
たいただきます。
(13:41決定)

議長 続いて議案第1号「令和3年度農用地利用集積計画適否決定について」の件を議題といたします。No.1について、事務局より説明願います。

事務局 (7ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。西郷・中郷地区 農地利用最適化推進委員よりご説明願います。

推進委員 それぞれ確認したところ、事務局の説明の内容に間違いありませんとのことでした。30aは、水稻を作付し、残りの1haは、条件が悪いので無償ということでした。去年は、そばを作付けしたそうです。ご審議のほどよろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(13:45決定)

議長 続いて、No.2～No.3について、関連がございますので、一括して事務局より説明願います。

事務局 (7ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。西郷・中郷地区 農地利用最適化推進委員よりご説明願います。

推進委員 この内容について、3月16日に確認しました結果、事務局の説明通りで間違いなしとのことでした。ご審議のほどよろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(13:48決定)

議長 続いて、No.4～No.7について関連がございますので、一括して事務局より説明願います。

事務局 (7～8ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。中郷・児渡地区 農地利用最適化推進委員よりご説明願います。

推進委員 事務局の説明どおりですが、No.4については、■■■さんが耕作されておりましたが離農されるということで、■■■さんが請け負うとのことです。No.5についても、説明のとおりで相違ございません。No.6、No.7についても、借賃が6千円ということで、米価下落の観点や燃料の高騰などを考えこの価格で農地バンクを通して設定するとのことです。また、米価が変動した際には、相対で対応するとのことです。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。意見・質問はございませんか。

8番委員 農地バンクをとおしての借賃は、借賃について上限はありますでしょうか。

事務局 上限はありません。借賃を物納という方法をとられる方もおりますが、長い期間での契約となるので、農地バンクをとおして変更手続きするにもなかなか時間がかかり、都度手続きも必要となることから、借賃は6千円で固定をして、そのほかに米価があがった際には相対で考えたいとのことです。

8番委員 貸し手の人は、作っていただいているということから、なかなか金額を上げてほしいと借り手の方には、お願いできないというのが現状であります。金額設定については、貸し手側で設定しやすいよう検討願います。

事務局 こういった意見があったと農地バンクと情報交換を行って参りたいと思います。

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。
異議なしの方は挙手を願います。
挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:00決定)

議長 続いて、No.8～No.12について、事務局より説明願います。

事務局 (8ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。中郷・児渡地区 農地利用最適化推進委員よりご説明願います。

推進委員 No.8については、埼玉県にお住まいですので、電話で確認し、再設定で間違いのないことでした。No.9についても再設定で間違いのないことです。No.10の■■■■さんは、何度も通ったり、電話したりしてなんとか、17日にお会いでき、確認できました。そのほかNo.11は新規、No.12は、再設定ということで3月15日に確認をしましたが、間違いありませんでした。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

8番委員 No.11につきましては、新規ということですが、1ha近い面積ということで、以前は■■■■さん以外の方が作っていたのか確認させてください。

事務局 こちらは、以前も耕作をされておりましたが、第三者が相対で借りて耕作していました。

8番委員 相対で貸し借りをして、利用権設定を利用していない場合は、借り手側に万が一のことがあっても補償されないのので、その点事務局でも改めて通知等対応願います。

事務局 いま、8番委員さんがおっしゃりたいいわゆる闇小作についてですが、共済組合や村など、昨年のような米価下落への支援等助成を行う際の面積については、契約されているものをベースに計算します。面積拡大に伴う機械助成についても同じで、つまり、貸し手が耕作していなくても、相対で貸し借りしている場合については、貸し手へ助成手続きされてしまいます。また、裁判等になった際にも、貸し手側や借り手側それぞれを守るためにも利用権設定が重要であると思います。地区の集まり等で、ぜひ皆様から周知頂ければなと思います。

議長 他に意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:13決定)

議長 続いて、No.13について、事務局より説明願います。

事務局 (8ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。中郷・児渡地区農地用最適化推進委員よりご説明願います。

推進委員 ■■■■さん及び■■■■さんの双方に確認をとりましたが、この内容のとおり相違ないことでした。借賃が10aあたり30kgということで、例年の半分ですが、米価下落や燃料の高騰などを考慮して、両者で設定したとのことでした。

なお、差額が出た場合については、相対でお支払いするとのこと。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願ひます。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。

異議なしの方は挙手を願ひます。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:17決定)

議長 続いて、No.14について、事務局より説明願ひます。

事務局 (8ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願ひたいと思います。上松本・下松本地区農地利用最適化推進委員よりご説明願ひます。

推進委員 先日電話にて確認を行いましたが、間違いありません。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願ひます。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。

異議なしの方は挙手を願ひます。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:19決定)

議長 続いて、No.15～No.16について、関連がございますので、一括して事務局より説明願ひます。

事務局 (9ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願ひたいと思います。上松本・下松本地区農地利用最適化推進委員よりご説明願ひます。

推進委員 ■■■■さんとは、間違いなことを確認しました。ただ、■■■■さんからは、「電話で案件の確認をするとはどういうことなんだ。」とクレームがありました。通知が、届いたのが総会の数日前で時間がなく、勤めているため、土日に確認作業を行っているため、電話で確認したのですが、理解してもらえず、案件の内容の回答がいただけませんでした。この案件は、保留もしくは、事務局に判断を任せたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長 事務局からお願いいたします。

事務局 今回は、通常20日に総会がありますが、3連休の金曜日ということ、そして利用権が多く金曜までに間に合わず、土曜に速達で通知を提出しましたが、通知が間に合いませんでした。お詫び申し上げます。しかしながら、先ほどもありましたが、案件確認の際に、地権者等にお会いできないことがあります。我々農業委員会は、申請者から「案件があるのでお願いします。」と言われる立場なので、逆なのかなと思います。我々も受付をする際には、改めて各地区委員に連絡するよう気を付けたいと思います。

8番委員 ■さんとは前に一緒に農業委員をやっております。局長から話がありましたが、申請する側が農業委員・推進委員に申し出ないといけません。案件を確認するのが仕事だと勘違いしているのかなと思いました。今回も、借り手の事情で確認出来なかつただけで、貸し手は案件を了承しているので、審議しても良いのかなと思います。

推進委員 今回の件に関してですが、通知をもらったら、近場であればなるべく訪問して確認をしておりますが、やむを得ない場合は電話にて連絡しております。確認はしますが、総会の採決の結果はどのように通知していますか。

事務局 農業委員会が終了次第、議決の写しが契約書の代わりとして、地権者・借り手のお手元にそれぞれ届きます。先ほどの案件確認についてですが、事務局の通知では、電話番号を入れております。立ち会うのは、望ましいですが、兼業でやられている方、何度も訪問しても会えない場合など、お会いできない場合もあります。確認方法については、問いませんので、事務局では、先ほども申しましたが、もう一度申請する側に担当委員へ連絡するよう伝えて参ります。よろしくお願いいたします。

推進委員 関連してですが、岡部政行さんは、申請について大変理解されており、訪問すると「逆に訪問しなくて申し訳ない。」と恐縮されます。承知してない方については、「何しにきたんだ。」と言われる場合もあります。先ほどの案件でもありましたが、何度訪問しても、何度電話かけても電話にもでくれませんでした。そういったこともあるので、■さんのように自らしていただける流れを作るのが大事かなと思います。

8番委員 極端に言えば、申請を申し込む時点で両者が納得して押印して、提出しているはずですので、どうしても貸し手、借り手の片方の連絡がつかない場合には、片方で確認とれば問題ないのかなと思います。

議長 ■さんの件は、再設定の内容で、貸し手側も了承して確認がとれていることから、審議を行いたいと思います。なお、私が本人へ直接会って説明したいと思います。

議長 他に意見・質疑はありませんか。

(意見・質疑なし)

議長

意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:36決定)

議長

続いて、No.17について、事務局より説明願います。

事務局

(9ページ朗読)

議長

事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。上松本・下松本地区農地利用最適化推進委員よりご説明願います。

推進委員

双方へ確認して参りました。その結果、事務局の説明通り自家保有分を自分で耕作していましたが、一括して■■■■さんへ貸すということです。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長

意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:38決定)

議長

続いて、No.18に入る前に、この議案は 6番委員 の案件となります。よって、天栄村農業委員会会議規則第10条の規定により、6番委員 は退席願います。

(6番委員 退席)

議長

No.18について、事務局より説明願います。

事務局

(9ページ朗読)

議長

事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。大里北部・大里中部地区 農地利用最適化推進委員よりご説明願います。

推進委員

この申請内容について電話にて確認しました結果、事務局の説明通りで間違いのないことでした。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

- 議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。
異議なしの方は挙手を願います。
挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。
(6 番委員 着席)
(1 4 : 4 2 決定)
- 議長 続いて、No.19について、事務局より説明願います。
事務局 (9 ページ朗読)
議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。大里東部・大里南部地区農地利用最適化推進委員よりご説明願います。
推進委員 3月16日に確認をしました。内容に間違いありませんので、ご審議願います。
議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。
(意見・質疑なし)
- 議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。
異議なしの方は挙手を願います。
挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。
(1 4 : 4 7 決定)
- 議長 続いて、No.20について、事務局より説明願います。
事務局 (9 ページ朗読)
議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。今坂・中屋敷・太多郎地区農地利用最適化推進委員よりご説明願います。
推進委員 先日両者に確認をしました。事務局の説明どおり内容に間違いありませんので、ご審議願います。
議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。
(意見・質疑なし)
- 議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。
異議なしの方は挙手を願います。
挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。
(1 4 : 4 8 決定)
- 議長 続いて、No.21について、事務局より説明願います。

事務局 (9ページ朗読)
議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。今坂・中屋敷・太多郎地区農地利用最適化推進委員よりご説明願います。
推進委員 先日両者に確認をしました。事務局の説明どおり内容に間違いありませんので、ご審議願います。
議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。
(意見・質疑なし)
議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。
異議なしの方は挙手を願います。
挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。
(14:50決定)

議長 続いて、No.22～No.23について、関連がございますので、一括して事務局より説明願います。

事務局 (9ページ朗読)
議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。今坂・中屋敷・太多郎地区農地利用最適化推進委員よりご説明願います。
推進委員 先日両者に確認をしました。事務局の説明どおり内容に間違いありませんので、ご審議願います。
議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。
(意見・質疑なし)
議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。
異議なしの方は挙手を願います。
挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。
(14:53決定)

議長 続いて、No.24について、事務局より説明願います。

事務局 (10ページ朗読)
議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。飯豊・小川地区農地利用最適化推進委員よりご説明願います。
推進委員 ■さん、■さんに確認をしました。事務局の説明どおり内容に間違いあり

9番委員 は退席願います。

(9番委員 退席)

議長 No. 28～No. 31について、関連がございますので一括して事務局より説明願います。

(事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。高林・沖内地区 農地利用最適化推進委員 よりご説明願います。

推進委員 ■■■さん宅分も■■■さんが耕作しておりましたが、離農することになり、合わせて内山さんへ貸すことになりました。賃借権について、村の利用権を結ぶ1筆についてあまり理解してないような反応でしたが、借り手の■■■さんに確認したところ間違いのないことでした。ご審議の程よろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑ある方は挙手願います。
(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。異議なしの方は挙手を願います。挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(事務局は、9番委員に着席するよう声をかける。)

議長 ここで議長を交代します。ご協力ありがとうございました。

(職務代理が自席へ着席し、会長が議長の席に着席)

議長 職務代理ありがとうございました。

(15:10決定)

議長 続いて、No.32～No.33について、事務局より説明願います。

事務局 (11ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。湯本・田良尾・大平地区農地利用最適化推進委員よりご説明願います。

推進委員 ■■■さんは、羽鳥湖高原の別荘地にお住まいの方で、ブルーベリーを作付けしております。事務局の説明どおり内容に間違いありませんので、ご審議願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。

天栄村農業委員会会議規則第13条第2項に規定により署名する。

令和4年4月20日

内山正勝



小針重男



石塚繁男

